

波佐見町子ども福祉医療の 支給方法が「現物給付」に 変わります！

令和6年
1月1日
診療から



現物給付と利用方法について



これからは

【(現物給付)】の対象となる医療機関等で健康保険証と「福祉医療費受給者証」を提示することで、自己負担額までの支払いとなります。 ※健康保険適用外の分は対象外です。

- 自己負担額（これまでから変更なし）
医療機関ごとに1月あたり1日上限800円、2日以上上限1,600円
※調剤薬局は自己負担なし



対象となる医療機関

波佐見町、川棚町、東彼杵町、大村市の医療機関

※ただし上記地区でも対象外となる医療機関もあります。受診時に医療機関等または波佐見町役場子育て支援班にご確認ください。なお、接骨院や鍼灸院（柔整）は対象外です。

対象外の医療機関では



これまでどおり **【(償還払い)】**

医療機関等窓口で「福祉医療費受給者証」は使えません。医療機関等で健康保険証を提示し、医療費の3割を支払ってください。その領収書を添えて波佐見町へ申請することで後日自己負担額を超えた分が福祉医療費として給付されます。（後日、登録されている口座に振り込みます。）



償還払いの変更点

- 領収書は医療機関ごとにひと月分まとめて申請してください。後日追加で申請されても審査できません。
- 令和6年1月以降、現物給付対象地域の領収書を申請された場合は、原則約3か月後に給付します。
※ 詳細は「福祉医療費制度のよくある質問」で確認してください。

福祉医療費制度のよくある質問



制度について

Q 福祉医療費制度とはなんですか？

福祉医療費助成制度は、乳幼児、子ども、ひとり親家庭及び障害者を対象に、医療費の一部を支給することにより、健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

Q 子どもの福祉医療費制度の対象年齢はいつまでですか？

原則 0～18 歳が対象です。福祉医療費資格を年齢によって分類しています。

- 乳幼児：小学校入学前まで（未就学児）
- 子ども：小学 1 年生から高校 3 年生世代まで（満 18 歳に達する年の年度末まで）

Q 福祉医療費制度を受けるには何か手続きがありますか？

はじめに波佐見町役場子育て支援班に認定申請をする必要があります。認定申請後に福祉医療費受給者証をお渡ししますので、そちらをご使用ください。

【手続きに必要なもの】

- ・健康保険証（お子様のもの）
- ・通帳又はキャッシュカード（保護者名義のもの）

変更等があったとき

Q 住所・氏名や健康保険証が変わりましたが、どうしたらいいですか？

- 住所・氏名：波佐見町役場 戸籍班窓口で変更をされた際に、子育て支援班窓口で新しい住所又は氏名が記載された福祉医療費受給者証をお渡しします。その際、変更前の福祉医療費受給者証は返還してください。
- 健康保険証：新しい健康保険証を持って波佐見町役場子育て支援班に必ず届け出てください。届出がないと福祉医療費のお支払いができない場合があります。

Q 振込先の口座を変えたいのですが、どうしたらいいですか？

新しい通帳又はキャッシュカード（保護者名義のもの）を持参し子育て支援班に届け出てください。その際、給付処理済みの医療費については振込先を変更できず、次回振り込み分からとなります。

Q 波佐見町外に引っ越します。何か手続きがありますか？

転出届を提出後、福祉医療費受給者証を子育て支援班へ返還してください。転出日以降に波佐見町の福祉医療費受給者証は使用できません。使用した場合は、返還金が発生しますのでご注意ください。

Q 福祉医療費受給者証を紛失してしまった・汚損した・かすれて見えなくなったがどうしたらいいですか？

子育て支援班で再発行可能です。来庁される方は本人確認書類をご持参ください。

医療費について

Q どのような医療費が福祉医療費の対象になりますか？

病院や薬局に支払った金額のうち、健康保険の適用となる医療費が対象です。

Q 福祉医療費で助成ができない医療費はなんですか？

自費分（健康保険の適用外のもの）は助成できません。

自費分の例：インフルエンザなどの予防接種代、健康診断料、薬の容器代、診断書などの文書料、入院の食事代、ベッド代、おむつ代、病衣 …など

Q 治療用の補装具や治療用眼鏡等（健康保険の適用対象となるもの）を購入しました。福祉医療の対象になりますか？

現物給付はできませんが、一度お支払いしていただき、その領収書と申請に必要なものを持参し申請していただければ後日給付できます。ただし、加入されている健康保険組合に請求すると、保険診療分として払い戻しを受けられる可能性があるため、先に健康保険組合でお手続きをして払い戻しを受けていただく必要があります。その後に子育て支援班に申請してください。健康保険組合からの払い戻しを差し引いて給付します。

【申請に必要なもの】

- ・福祉医療費受給者証
- ・領収書（詳細が記載してあるもの）
- ・医師の作成指示書や意見書等
- ・支給決定通知書原本（加入されている健康保険組合より発行）

Q 学校でケガをしました。福祉医療費の対象になりますか？

学校管理下(登下校中や部活動を含む)での負傷又は疾病により受診した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象になる場合があるため、現物給付対象地域であっても福祉医療費受給者証は提示せずに保険診療分の一部負担金をお支払いください。災害共済給付の対象にならなかった保険診療分の医療費につきましては、後日子育て支援班に申請可能です。



医療費申請（償還払い）

Q 医療費の申請手続きをしてから、どのくらいで振り込まれますか？

3開庁日（月の初日から役場が開いている日を数えて3日目）までに申請された分は月末に給付します。

【変更点】令和6年1月以降は波佐見町・川棚町・東彼杵町・大村市の現物給付対象地域の医療費については、医療機関からのレセプトを確認してからの給付となるため、約3か月後のお振込みとなります。

Q 医療費の申請はいつまでできますか？

診療月から5年以内に申請してください。※波佐見町に資格がある期間の医療費に限ります。

Q 郵送で申請できますか？

郵送による申請も受け付けていますが、郵送の場合は領収書の返却はしません。返却を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

Q 領収書を紛失しました。どうしたらいいですか？

領収書を紛失された場合は、福祉医療費申請書中に診療報酬証明書を設けていますので、医療機関等で支払い金額等の記入を依頼し、申請してください。※医療機関によっては費用が掛かる場合があります。

Q 領収書はコピーでもいいですか？

原則コピーは不可です。

Q 医療費（保険診療分）が高額になりました。どのように申請したらいいですか？

○ 限度額適用認定証等を窓口で提示して医療費を支払った場合

限度額適用認定証等と領収書も持って波佐見町役場子育て支援班に医療費の申請を行ってください。

○ 限度額適用認定証等を窓口で提示せず、自己負担限度額を超える医療費を支払いした場合

先に加入している健康保険組合等に高額療養費の申請をしてください。高額療養費の支給決定後に波佐見町役場子育て支援班で申請を受け付け、高額療養費分を差し引いて後日振り込みます。

【申請に必要なもの】

- ・領収書の原本
- ・高額療養費の支給額決定通知書
- ・福祉医療費受給者証



今回の変更に関すること

Q 今までの旧福祉医療費受給者証はどうしたらいいですか？

現在お持ちの旧福祉医療費受給者証は破棄または波佐見町役場子育て支援班へ返還してください。

Q 現物給付の対象外になる場合はどのような時ですか？

- 治療用補装具（コルセットや小児用眼鏡等）の療養費・柔整・はり・灸・あんま・マッサージ受診分
- 医療機関等に受給者証を提示しなかった場合
- 波佐見町・川棚町・東彼杵町・大村市以外の医療機関で受診した場合
- 上記現物給付対象地域でも現物給付対象としない医療機関を受診した場合
- 学校管理下のけが、第三者行為の交通事故で医療機関を受診した場合 など

Q 医療機関等の領収書の申請はどのようにしたらいいですか？

医療機関等ごとにひと月分まとめてご申請ください。

提出忘れ等により後日追加で申請された分は給付できなくなります。

例1：1月15日にA病院を受診（1月/1回目） その領収書を1月16日に波佐見町に申請【給付可】

1月25日にA病院を受診（1月/2回目） その領収書を2月6日に波佐見町に申請【給付不可】

例2：2月15日にB病院・C病院を受診、2月16日にもB病院・C病院を受診

B病院の領収書（2月15日）を3月1日に波佐見町に申請【給付可】

そのあと提出忘れに気づき、3月6日にB病院領収書（2月16日）とC病院領収書（2月15日と16日）を提出【2月16日に受診したB病院分の給付不可、C病院は給付可】

例3：毎月受診しているD病院とE薬局の領収書を一年分まとめて申請【給付可】

なお、医療機関ごとに分けてその中で診療月ごとに並べて申請いただくとスムーズに受付できます。

Q 現物給付対象医療機関を受診した際に福祉医療費受給者証を使用せずに受診しました。申請できますか？

波佐見町役場子育て支援班へ医療費の申請は可能です。ただし、令和6年1月以降の領収書は医療機関からのレセプトを確認してからの給付となりますので振り込みが約3か月後になります。

例：1月に波佐見町の病院と嬉野市の病院を受診し、どちらも保険診療3割を支払った。2月1日に子育て支援班へ医療費の申請を行った。

→2月に嬉野市の病院分を給付、波佐見町の病院分は約3か月後の4月末となる。

○問い合わせ先 〒859-3791 波佐見町宿郷660番地

波佐見町役場子育て支援班 TEL0956-85-2333（直通）